

# 海老名市公園等整備・運営の指針

## 《 資料 編 》

### － 目 次 －

- |   |                   |                    |
|---|-------------------|--------------------|
| 1 | 都市公園の種別           | ・・・・・・・・ p 1       |
| 2 | 新規公園等の整備：検討一覧表    | ・・・・・・・・ p 2       |
| 3 | 公園等の再整備　：現状の検討一覧表 | ・・・・・・・・ p 3～ p 5  |
| 4 | 公園等の位置図           | ・・・・・・・・ p 6～ p 18 |

令和3年7月

海老名市 まちづくり部 都市施設公園課

(この頁は両面印刷用の白紙です。)

## 1 都市公園の種別

都市公園は、行政的な機能、目的、利用対象、誘致圏域等によって「基幹公園、大規模公園、国営公園、特殊公園、緩衝緑地、都市林、広場公園、都市緑地、緑道」の九つに大別されています。

本市は、都市公園の「基幹公園、特殊公園、広場公園、都市緑地、緑道」を整備しています。

表：都市公園の種類

種類	種別	利用者・目的	誘致距離	1か所当たり標準面積	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする。(誘致距離範囲内で1か所を配置) 本市では概ね0.10ha以上を位置付けている。	250m	0.25ha (0.1ha)
	住区基幹公園	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする。(1近隣住区当たり1か所を誘致距離範囲内で配置)	500m	2ha
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする。(誘致距離範囲内で1か所を配置)	1km	4ha
	都市基幹	運動公園	都市住民全般を主として運動の用に供することを目的とする。野球場、プール、テニスコート等各種スポーツ施設を集めた動的レクリエーションに利用される。		15～ 75ha (都市規模に応じ)
緩衝緑地等	特殊公園	<u>風致公園</u> 、 <u>動植物公園</u> 、 <u>歴史公園</u> 、 <u>墓園</u> 等特殊な公園でその目的に則し配置する。 <u>風致公園</u> は風致を住民が享受するためのもの。 <u>歴史公園</u> は開発等によって失われつつある歴史上の遺跡、風土等の保存を図りつつ、レクリエーション利用にも供することができるように計画されるもの。			
	広場公園	主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。			
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地。(既成市街地等において良好な樹林地がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加または回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合は規模を0.05ha以上。)		0.1ha以上 (既成市街地等は0.05ha以上)	
	緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保を図ることを目的として近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地。			

2 新規公園等の整備：検討一覧表

○印は、計画等の状況把握において該当したものを示しています。

公園種別	番号	公園名 (計画)	所在地		計画 予定 面積 (㎡)	計画			位置		連携		防災・ニーズ		土地・面積			利用促進・他との連携			
			大字	地番		位置 画 付け	緑の 基本計 画	都市計 画・ 史跡指 定	未自然 整備・ 公園 区域	市街化 区域 との 距離	他施設 との 連携	開発 等との 連携	防災 機能	ニーズ ・ 特 性 の 対 応	土 地 形 状 等 の 課 題	面 積 規 模	用未 地利 用 供地	利用 促進	の 地 域 等 の 連 携	維 持 主 体 的 な 管 理	官 民 連 携 の 組 み み
歴史	N1	史跡秋葉山古墳群	上今泉四丁目	841番101ほか	9,900	○	○	○	○	○	—		○	○	○	○	○	○	○	—	○
歴史	N2	史跡相模国分尼寺跡	国分北二丁目	3220番ほか	6,600	○	○		○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
歴史	N3	史跡相模国分寺跡	国分南一丁目	1925番2ほか	29,600	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
地区	N4	仮称) 中部地区公園	中新田 地内		40,000	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近隣	N5	仮称) 中新田近隣公園	中新田二丁目 地内		20,000	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地区	N6	仮称) 大谷杉久保公園	大谷南五丁目・杉久保北三丁目 地内		50,000	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



3 公園等の再整備：現状の検討一覧表

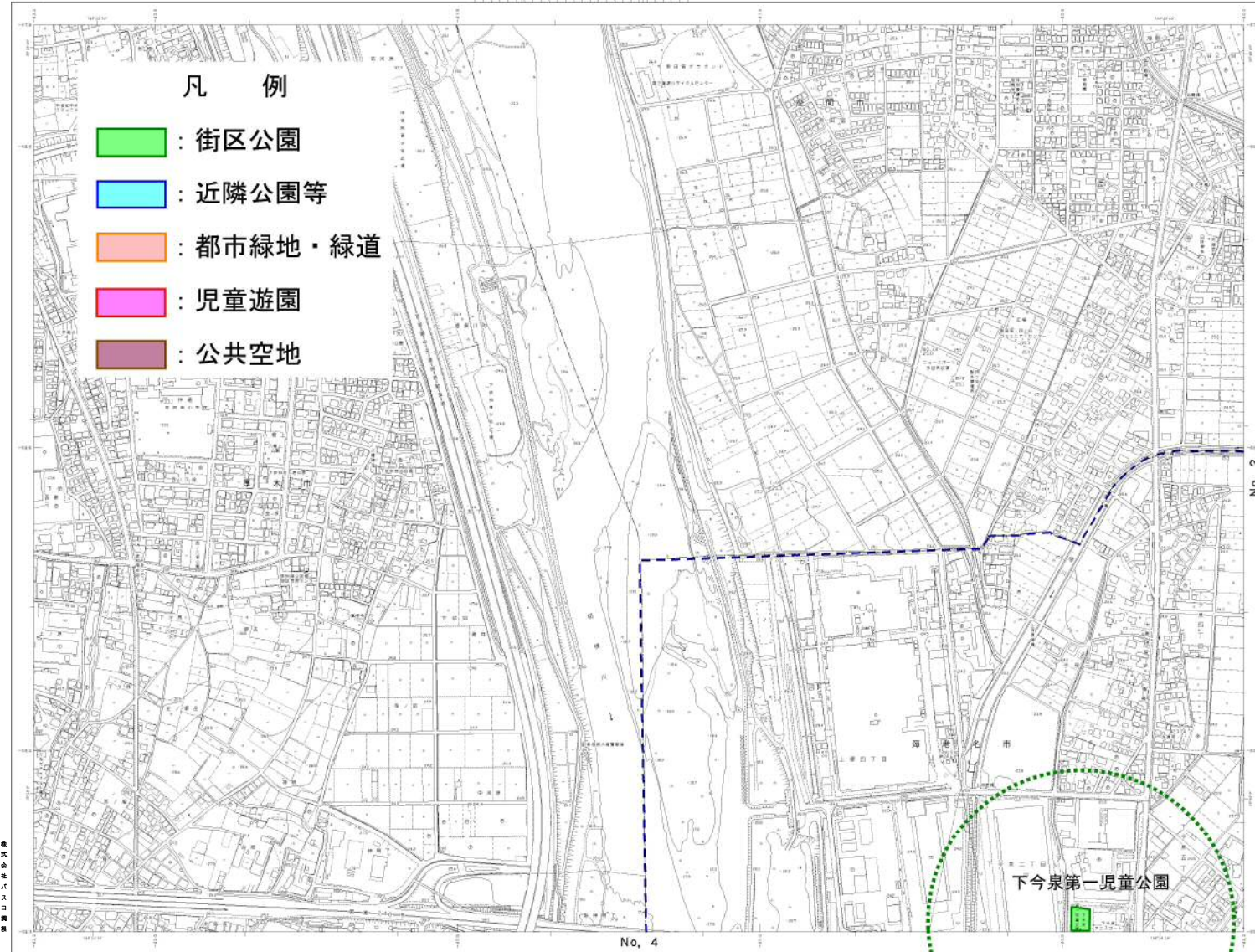
○印は、現在の状況把握において該当したものを示しています。

Table with columns for region (海西地域, 国分地域), park type, number, name, location, area, and various facility categories (防災倉庫, 防災・防火施設, 遊戯施設, 休憩施設, 団体の利用, 教育・一般の利用, 維持管理). Includes summary rows for each region.

3 公園等の再整備：現状の検討一覧表

○印は、現在の状況把握において該当したものを示しています。

Table with 48 columns: 地区区分, 公園種別, 番号, 公園名, 所在地 (大字, 番地), 面積 (㎡), 計画 (緑計画基本, 面積規模), 自然環境 (自然街林, C.O.Z.), 公園等の位置 (都市公園, 半径250m以内), 地域防災計画 (行政, 自治会, 消防, 防犯), 防災・防火施設 (飲料水, 防火水槽, 雨水調整, かまど, Mトイレ, カメラ), 遊戯施設 (複合遊具, 一般遊具, 児童遊具, 砂場, 健康遊具, 遊具), 休憩施設 (パーゴラ, 四阿, ベンチ, スツール), 便益施設 (水手飲洗み, トイレ), 団体等の利用 (自治会, 市民団体, 障がい者), 教育・一般の利用 (小学校, 中学校, 子育て, 学童, 歴史, 四季, 広場), 維持管理 (自治会, 市民団体, シルバ), (参考)遊具寿命計画 (指定管理, 遊具寿命計画). Rows include various parks in 大谷地域 and 南部地域.



- 凡 例
- : 街区公園
  - : 近隣公園等
  - : 都市緑地・緑道
  - : 児童遊園
  - : 公共空地

No. 1

No. 1	No. 2
No. 4	No. 6

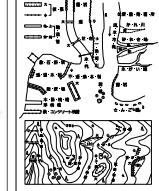
記号

	建屋
	道路
	鉄道
	河川
	等高線
	境界線
	塀
	電柱
	電話柱
	街灯
	ベンチ
	樹木
	石碑
	墓
	井
	神社
	学校
	病院
	駅
	バス停留所
	駐車場
	児童遊園
	公園
	緑地
	公共空地

	道路
	鉄道
	河川
	等高線
	境界線
	塀
	電柱
	電話柱
	街灯
	ベンチ
	樹木
	石碑
	墓
	井
	神社
	学校
	病院
	駅
	バス停留所
	駐車場
	児童遊園
	公園
	緑地
	公共空地

	道路
	鉄道
	河川
	等高線
	境界線
	塀
	電柱
	電話柱
	街灯
	ベンチ
	樹木
	石碑
	墓
	井
	神社
	学校
	病院
	駅
	バス停留所
	駐車場
	児童遊園
	公園
	緑地
	公共空地

	道路
	鉄道
	河川
	等高線
	境界線
	塀
	電柱
	電話柱
	街灯
	ベンチ
	樹木
	石碑
	墓
	井
	神社
	学校
	病院
	駅
	バス停留所
	駐車場
	児童遊園
	公園
	緑地
	公共空地



海老名市地形図 No. 1 下今泉第一児童公園

平成 13 年測量  
平成 14 年測量  
平成 15 年測量  
平成 16 年測量  
平成 17 年測量  
平成 18 年測量  
平成 19 年測量  
平成 20 年測量  
平成 21 年測量  
平成 22 年測量  
平成 23 年測量  
平成 24 年測量  
平成 25 年測量  
平成 26 年測量  
平成 27 年測量  
平成 28 年測量  
平成 29 年測量  
平成 30 年測量  
平成 31 年測量  
平成 32 年測量  
平成 33 年測量  
平成 34 年測量  
平成 35 年測量  
平成 36 年測量  
平成 37 年測量  
平成 38 年測量  
平成 39 年測量  
平成 40 年測量  
平成 41 年測量  
平成 42 年測量  
平成 43 年測量  
平成 44 年測量  
平成 45 年測量  
平成 46 年測量  
平成 47 年測量  
平成 48 年測量  
平成 49 年測量  
平成 50 年測量  
平成 51 年測量  
平成 52 年測量  
平成 53 年測量  
平成 54 年測量  
平成 55 年測量  
平成 56 年測量  
平成 57 年測量  
平成 58 年測量  
平成 59 年測量  
平成 60 年測量  
平成 61 年測量  
平成 62 年測量  
平成 63 年測量  
平成 64 年測量  
平成 65 年測量  
平成 66 年測量  
平成 67 年測量  
平成 68 年測量  
平成 69 年測量  
平成 70 年測量  
平成 71 年測量  
平成 72 年測量  
平成 73 年測量  
平成 74 年測量  
平成 75 年測量  
平成 76 年測量  
平成 77 年測量  
平成 78 年測量  
平成 79 年測量  
平成 80 年測量  
平成 81 年測量  
平成 82 年測量  
平成 83 年測量  
平成 84 年測量  
平成 85 年測量  
平成 86 年測量  
平成 87 年測量  
平成 88 年測量  
平成 89 年測量  
平成 90 年測量  
平成 91 年測量  
平成 92 年測量  
平成 93 年測量  
平成 94 年測量  
平成 95 年測量  
平成 96 年測量  
平成 97 年測量  
平成 98 年測量  
平成 99 年測量  
平成 100 年測量

No. 4

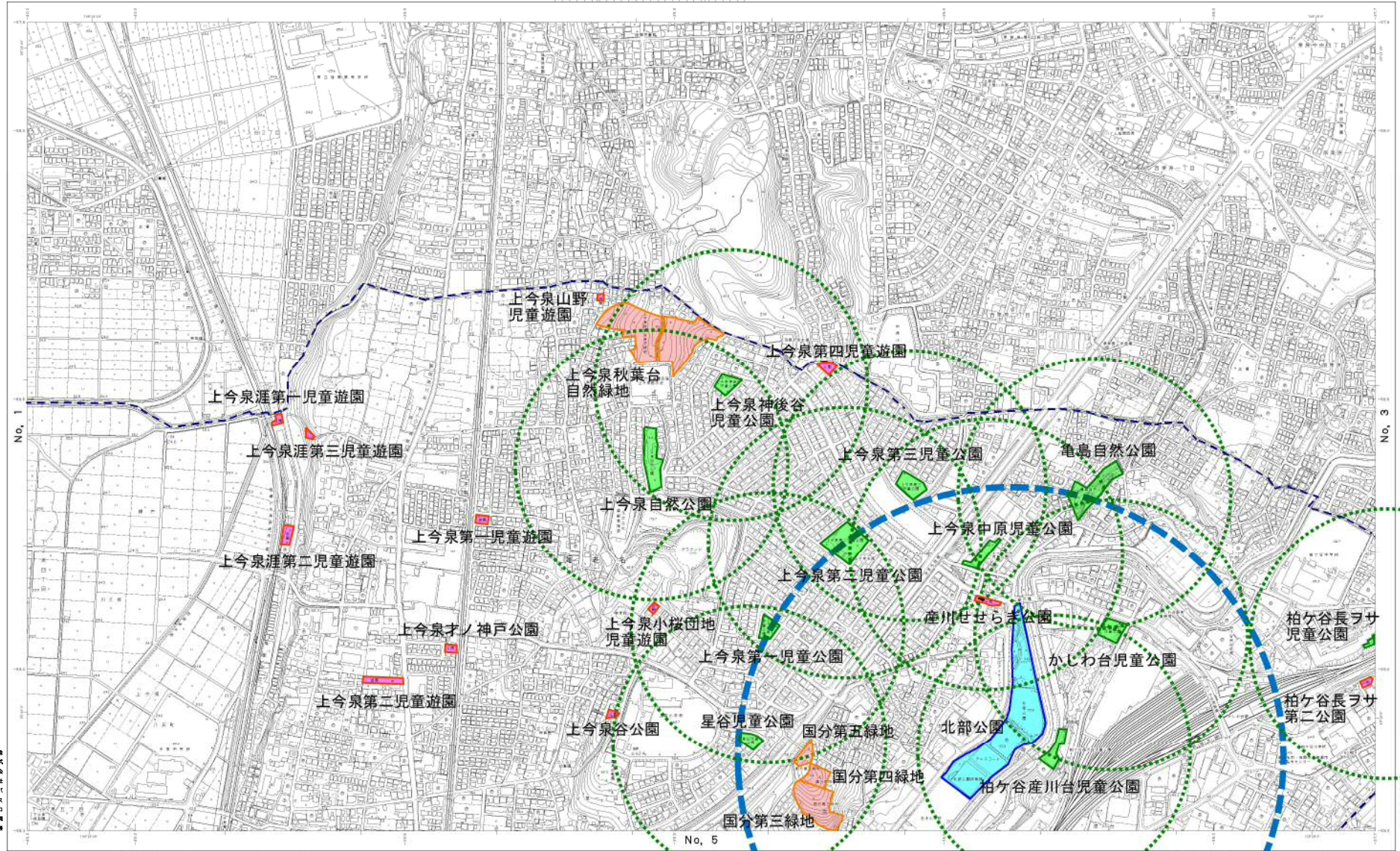
1:2,500

下今泉第一児童公園

No. 1

公園等整備・運営の指針  
資料編：公園等の位置図





No. 2

No. 1	No. 2	No. 3
No. 4	No. 5	

記号

	国分第三緑地	国分第四緑地	国分第五緑地
	上今泉秋葉台自然緑地	上今泉自然公園	上今泉神後谷児童公園
	上今泉第一児童公園	上今泉第二児童公園	上今泉第三児童公園
	上今泉第一児童遊園	上今泉第二児童遊園	上今泉第三児童遊園
	上今泉第四児童遊園	上今泉第五児童遊園	上今泉第六児童遊園
	上今泉第七児童遊園	上今泉第八児童遊園	上今泉第九児童遊園
	上今泉第十児童遊園	上今泉第十一児童遊園	上今泉第十二児童遊園
	上今泉第十三児童遊園	上今泉第十四児童遊園	上今泉第十五児童遊園
	上今泉第十六児童遊園	上今泉第十七児童遊園	上今泉第十八児童遊園
	上今泉第十九児童遊園	上今泉第二十児童遊園	上今泉第二十一児童遊園
	上今泉第二十二児童遊園	上今泉第二十三児童遊園	上今泉第二十四児童遊園
	上今泉第二十五児童遊園	上今泉第二十六児童遊園	上今泉第二十七児童遊園
	上今泉第二十八児童遊園	上今泉第二十九児童遊園	上今泉第三十児童遊園
	上今泉第三十一児童遊園	上今泉第三十二児童遊園	上今泉第三十三児童遊園
	上今泉第三十四児童遊園	上今泉第三十五児童遊園	上今泉第三十六児童遊園
	上今泉第三十七児童遊園	上今泉第三十八児童遊園	上今泉第三十九児童遊園
	上今泉第四十児童遊園	上今泉第四十一児童遊園	上今泉第四十二児童遊園
	上今泉第四十三児童遊園	上今泉第四十四児童遊園	上今泉第四十五児童遊園
	上今泉第四十六児童遊園	上今泉第四十七児童遊園	上今泉第四十八児童遊園
	上今泉第四十九児童遊園	上今泉第五十児童遊園	

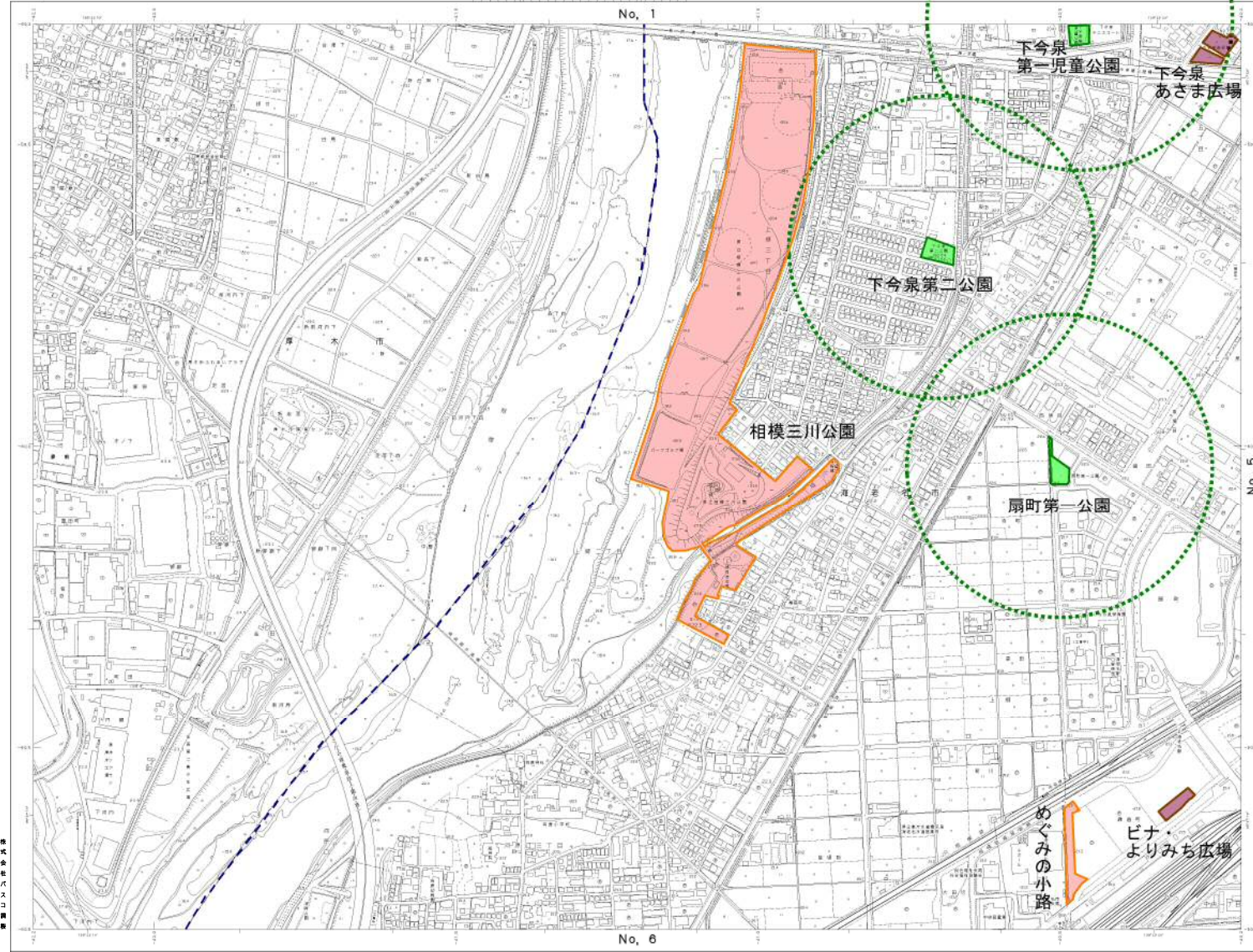
-7-

平成 11 年測量  
 平成 15 年測量  
 平成 21 年測量  
 平成 27 年測量

2,500

海老名市  
 上今泉地区  
 上今泉第一児童公園  
 上今泉第二児童公園  
 上今泉第三児童公園  
 上今泉第四児童公園  
 上今泉第五児童公園  
 上今泉第六児童公園  
 上今泉第七児童公園  
 上今泉第八児童公園  
 上今泉第九児童公園  
 上今泉第十児童公園  
 上今泉第十一児童公園  
 上今泉第十二児童公園  
 上今泉第十三児童公園  
 上今泉第十四児童公園  
 上今泉第十五児童公園  
 上今泉第十六児童公園  
 上今泉第十七児童公園  
 上今泉第十八児童公園  
 上今泉第十九児童公園  
 上今泉第二十児童公園  
 上今泉第二十一児童公園  
 上今泉第二十二児童公園  
 上今泉第二十三児童公園  
 上今泉第二十四児童公園  
 上今泉第二十五児童公園  
 上今泉第二十六児童公園  
 上今泉第二十七児童公園  
 上今泉第二十八児童公園  
 上今泉第二十九児童公園  
 上今泉第三十児童公園  
 上今泉第三十一児童公園  
 上今泉第三十二児童公園  
 上今泉第三十三児童公園  
 上今泉第三十四児童公園  
 上今泉第三十五児童公園  
 上今泉第三十六児童公園  
 上今泉第三十七児童公園  
 上今泉第三十八児童公園  
 上今泉第三十九児童公園  
 上今泉第四十児童公園  
 上今泉第四十一児童公園  
 上今泉第四十二児童公園  
 上今泉第四十三児童公園  
 上今泉第四十四児童公園  
 上今泉第四十五児童公園  
 上今泉第四十六児童公園  
 上今泉第四十七児童公園  
 上今泉第四十八児童公園  
 上今泉第四十九児童公園  
 上今泉第五十児童公園





No. 4

No. 1	No. 2
No. 3	No. 5
No. 6	No. 7

記号

□	式部 寺	○	式部 寺
□	式部 寺	○	式部 寺
□	式部 寺	○	式部 寺
□	式部 寺	○	式部 寺

No. 5

No. 4

1:2,500

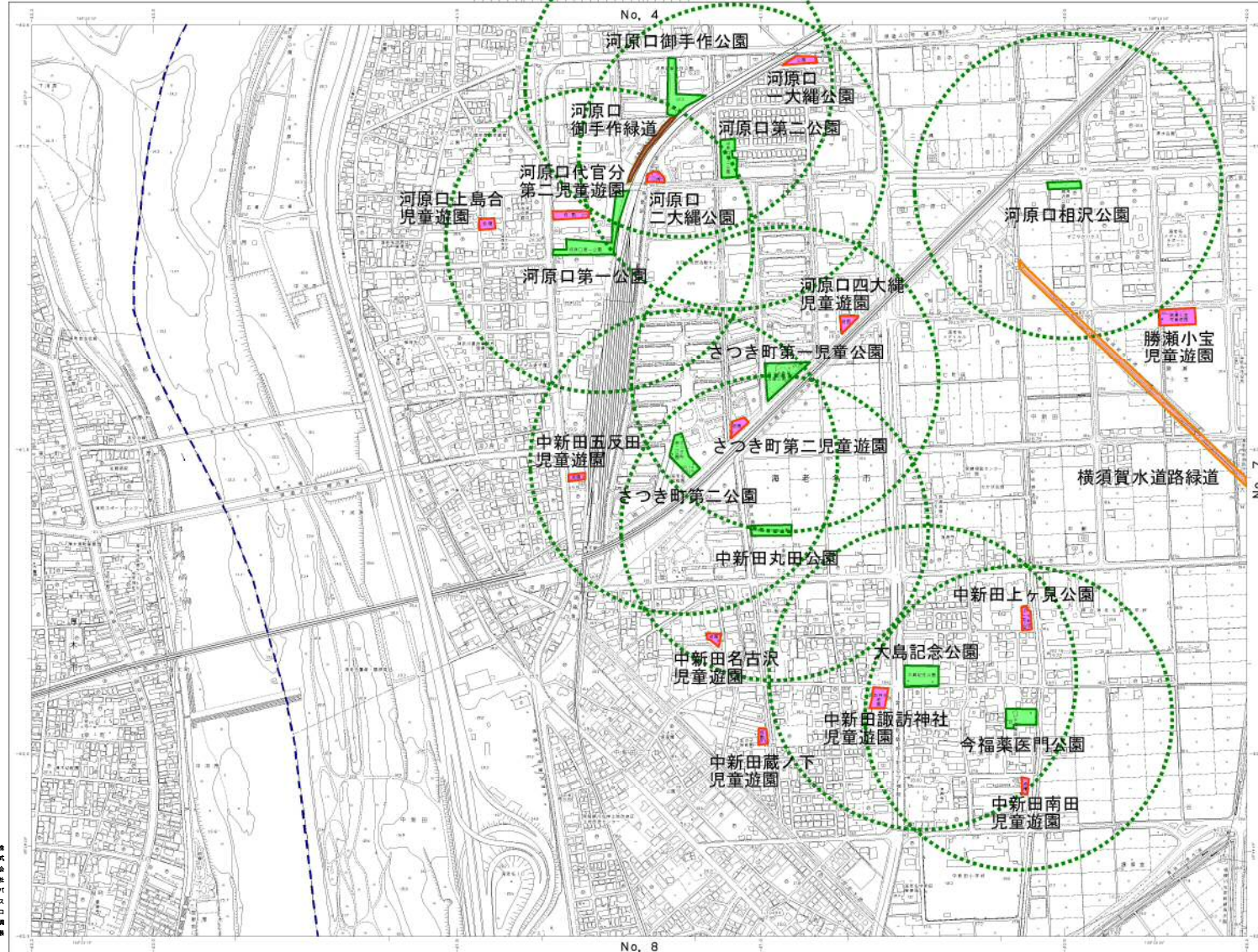
海老名市

平成一二年測量  
平成一五年測量  
平成一八年測量  
平成二十年測量  
平成二十二年測量  
平成二十三年測量

「この図面は、測量法に基づいて測量された地籍図面から作成されたものである。測量法に基づいて測量された地籍図面とは異なる点がある場合、測量法に基づいて測量された地籍図面に従ふこととする。ただし、測量法に基づいて測量された地籍図面に従ふことができない場合は、測量法に基づいて測量された地籍図面に従ふこととする。」「この図面は、測量法に基づいて測量された地籍図面から作成されたものである。測量法に基づいて測量された地籍図面とは異なる点がある場合、測量法に基づいて測量された地籍図面に従ふこととする。ただし、測量法に基づいて測量された地籍図面に従ふことができない場合は、測量法に基づいて測量された地籍図面に従ふこととする。」「この図面は、測量法に基づいて測量された地籍図面から作成されたものである。測量法に基づいて測量された地籍図面とは異なる点がある場合、測量法に基づいて測量された地籍図面に従ふこととする。ただし、測量法に基づいて測量された地籍図面に従ふことができない場合は、測量法に基づいて測量された地籍図面に従ふこととする。」「この図面は、測量法に基づいて測量された地籍図面から作成されたものである。測量法に基づいて測量された地籍図面とは異なる点がある場合、測量法に基づいて測量された地籍図面に従ふこととする。ただし、測量法に基づいて測量された地籍図面に従ふことができない場合は、測量法に基づいて測量された地籍図面に従ふこととする。」「この図面は、測量法に基づいて測量された地籍図面から作成されたものである。測量法に基づいて測量された地籍図面とは異なる点がある場合、測量法に基づいて測量された地籍図面に従ふこととする。ただし、測量法に基づいて測量された地籍図面に従ふことができない場合は、測量法に基づいて測量された地籍図面に従ふこととする。」



1:2,500 海老名市地形図  
No. 6



No. 6	No. 4	No. 5
No. 7	No. 8	No. 9

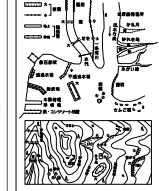
記号

▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽

- |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |
| ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ | ▽ |

- 河原口御手作公園  
河原口一大縄公園  
河原口第二公園  
河原口代官分第二児童遊園  
河原口二大縄公園  
河原口第一公園  
河原口四大縄児童遊園  
さつき町第一児童公園  
さつき町第二児童遊園  
さつき町第二公園  
中新田丸田公園  
中新田上ヶ見公園  
中新田名古沢児童遊園  
大島記念公園  
中新田諏訪神社児童遊園  
今福薬医門公園  
中新田蔵入下児童遊園  
中新田南田児童遊園

No. 6	No. 4	No. 5
No. 7	No. 8	No. 9



海老名市 河原口御手作公園等指定区域の境界及び用途別区分図  
No. 6  
図面記載は、平成11年現在のものである。変更がある場合は、図面に記載されているものと異なるものがある。  
図面の記載は、海老名市河原口御手作公園等指定区域の境界及び用途別区分図に基づき作成されたものである。  
図面の記載は、海老名市河原口御手作公園等指定区域の境界及び用途別区分図に基づき作成されたものである。  
図面の記載は、海老名市河原口御手作公園等指定区域の境界及び用途別区分図に基づき作成されたものである。  
図面の記載は、海老名市河原口御手作公園等指定区域の境界及び用途別区分図に基づき作成されたものである。

平成11年測量  
平成15年測量  
平成21年測量  
平成27年測量

(1) 国土地院  
(2) 国土院  
(3) 国土院  
(4) 国土院  
(5) 国土院  
(6) 国土院  
(7) 国土院  
(8) 国土院

No. 8  
1:2,500

No. 6  
海老名市

河原口御手作公園等指定区域の境界及び用途別区分図  
No. 6  
図面記載は、平成11年現在のものである。変更がある場合は、図面に記載されているものと異なるものがある。  
図面の記載は、海老名市河原口御手作公園等指定区域の境界及び用途別区分図に基づき作成されたものである。  
図面の記載は、海老名市河原口御手作公園等指定区域の境界及び用途別区分図に基づき作成されたものである。  
図面の記載は、海老名市河原口御手作公園等指定区域の境界及び用途別区分図に基づき作成されたものである。  
図面の記載は、海老名市河原口御手作公園等指定区域の境界及び用途別区分図に基づき作成されたものである。  
図面の記載は、海老名市河原口御手作公園等指定区域の境界及び用途別区分図に基づき作成されたものである。

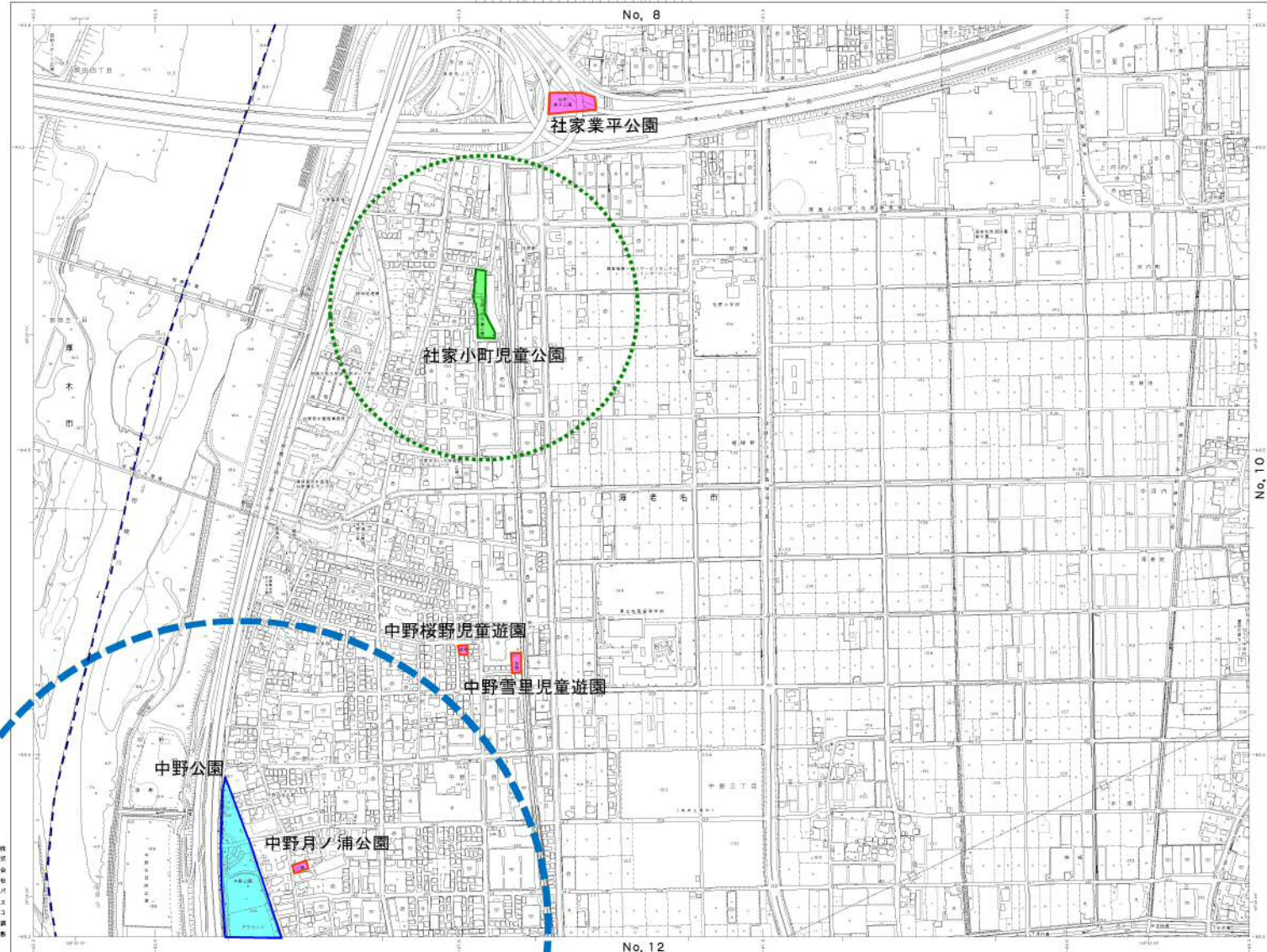








1:2,500 海老名市地形図  
No. 10



No. 8		No. 9	
	No. 10	No. 11	
No. 12		No. 13	

**記号**


**備考**

- この地形図は、測量法に基づき測量されたものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第11条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第12条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第13条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第14条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第15条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第16条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第17条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第18条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第19条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第20条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第21条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第22条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第23条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第24条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第25条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第26条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第27条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第28条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第29条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。
- この地形図の作成に当たっては、測量法第30条の規定に基づき、測量士が測量を行ったものとする。

海老名市  
No. 10

海老名市が作成した地形図は、測量法に基づき測量されたものとする。  
測量士が測量を行ったものとする。

1:2,500  
海老名市  
No. 10







## 海老名市公園等整備・運営の指針

策定：令和3(2021)年7月

編集：海老名市 まちづくり部 都市施設公園課

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の1

TEL 046-231-2111 (代表) 直通 046-235-9489

ホームページ <https://www.city.ebina.kanagawa.jp/>